

# 令和2年度年末年始の交通事故防止運動実施要綱

## 1 運動の目的

年末年始は、早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故が増加する傾向にある。  
そのため、県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開し、広く県民に交通安全意識を持たせ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故の防止を図る。

## 2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

## 3 推進機関

県、県警察、各市町村  
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

## 4 運動期間

令和2年12月10日（木）～令和3年1月10日（日）

## 5 スローガン

『年末年始 マナーアップで 事故防止』

## 6 運動の重点

- (1) 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止  
～「3（サン）ライト運動」「プラス1（ワン）運動」の展開～  
～横断歩道における歩行者保護意識の醸成～
- (2) 飲酒運転等の危険運転の防止  
～「飲酒運転8（やっ）せん」運動の展開～  
～安全に停止できる速度と車間距離の保持～
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート、自転車利用時のヘルメット着用の徹底  
～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～  
～かごしま自転車条例の理解促進～

## 7 各重点の設定趣旨及び主な推進項目

各重点項目の設定趣旨は以下のとおりであり、新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、主な推進項目に基づき、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止  
～「3（サン）ライト運動」「プラス1（ワン）運動」の展開～  
～横断歩道における歩行者保護意識の醸成～

### ア 設定趣旨

年末年始は一年の中で夜が最も長くなる時期であり、早朝、夕暮れ時、夜間において重大事故に繋がるおそれのある交通事故の発生が増加する傾向にあること。

また、本年における横断事故の約半数が横断歩道上で発生しており、歩行中

の死者については全死者数の3割を超えていること。

イ 主な推進事項

- 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯（日没30分前）の励行
- 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- トンネル内における前照灯の点灯の励行

**【3（サン）ライト運動】**

- ・夕暮れ時の早めのライト点灯
- ・原則上向きライト点灯
- ・トンネル内ライト点灯

- 反射材等が組み込まれた衣服、履物等、身の回り品の活用促進
- 各種広報媒体を活用した夜光反射材用品の着用、明るい服装等の着用効果などに関する広報啓発活動の促進
- 広報啓発時における、高齢者の靴・杖等に対する夜光反射材の直接貼付・装着活動の促進
- 補償行動（危険が増す夜間の外出自粛、安全な場所の横断）の広報

**【プラス1（ワン）運動】**

- ・横断時の確認をプラス1  
（道路中央付近でもう一度左を確認）
- ・夜光反射材をプラス1
- ・明るい服装をプラス1

- ～横断歩道における歩行者保護意識の醸成～
  - ・横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の周知徹底
  - ・歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育の推進及び広報啓発
  - ・歩行者自身の安全を守るための横断歩道の利用、危険な横断をしない等、交通ルール遵守の周知徹底

(2) 飲酒運転等の危険運転の防止

～「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開～

～安全に停止できる速度と車間距離の保持～

ア 設定趣旨

年末年始は、忘年会、新年会等、飲酒の機会が増えることから、県民全員で「飲酒運転は絶対しない、させない」という気運の醸成を図る必要があること。

イ 主な推進事項

- 飲酒運転の根絶に向けた、地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- 自動車運送事業者をはじめとする事業者による、点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

**【飲酒運転8（やっ）せん運動】**

- ・酒を飲んだら運転しません。
- ・運転するなら酒は飲みません。
- ・酒を飲んだ人には運転させません。
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません。
- ・運転する人に酒はすすめません。
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません。
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません。

- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の強化等についての広報啓発
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ち、安全な速度と車間距離を保った運転、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発

**(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート、自転車利用時のヘルメット着用の徹底**

～全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開～

～かごしま自転車条例の理解促進～

**ア 設定趣旨**

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること。

※ 昨年の後部座席シートベルト着用率：全国ワースト3位（25.8%）

※ 昨年のチャイルドシート使用率：全国27位（68.9%）

「ながらスマホ」や「傘差し運転」など、依然として自転車利用時の交通ルールとマナーが守られていないこと。

また、自転車利用時の「自転車損害賠償保険等の加入」や転倒時の被害軽減に有効な「ヘルメット着用」などについて、更なる理解の促進を図る必要があること。

**イ 主な推進事項**

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付方法等、正しい使用方法の周知徹底
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発

**【全席ベルト着用！！「します・させます運動」】**

- ・車を運転するならシートベルトをします
- ・車に同乗するならシートベルトをします
- ・子ども（幼児）にはチャイルドシートをさせます
- ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます

- かがしま自転車条例の更なる理解促進
  - ・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の徹底
  - ・ 中学生以下の子の乗車用ヘルメット着用の徹底と、全自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- 自転車利用者に対する「かがしま自転車安全利用五則」を活用した前照灯の点灯、通行方法等の交通ルールとマナーの周知徹底
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

**【かがしま自転車安全利用五則】**

- ・ 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・ 車道は左側を通行
- ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・ ヘルメットを着用